

選定委員会の審査結果

岐阜市柳津地区学習等供用施設の設置目的を十分に理解した上で、公正かつ適正で、より効果的・効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の選定について、選定基準に基づき厳正に審査した結果、下記のとおり候補者を選定しました。

なお、候補者は岐阜市議会の議決を経て指定管理者として決定された後、岐阜市と締結する協定に基づき施設の管理運営を行います。

施 設 名	岐阜市柳津地区学習等供用施設 宮下コミュニティ会館
所 在 地	岐阜市柳津町下佐波4丁目37番地
指定管理者 の候補者	宮下コミュニティ会館管理運営委員会 代 表 者 委員長 木股 康徳 住 所 岐阜市柳津町下佐波2丁目226番地
指 定 期 間	平成28年4月1日～平成34年3月31日（5年間）
指定管理者 選定委員会	委員長 清水 重男 （中小企業診断士） 副委員長 小原 香織 （税理士） 委 員 相原 征代 （岐阜大学 特任助教） 委 員 大塚 容子 （岐阜聖徳学園大学 教授） 委 員 河原 俊昭 （岐阜女子大学 特任教授）
選 定 理 由	岐阜市柳津地区学習等供用施設 宮下コミュニティ会館 の指定管理者の候補者の選定にあたっては、岐阜市市民参画部指定管理者選定委員会を設置し、申請者から提出を受けた事業計画書等について、資格審査、選定基準及びその評価項目に基づき書類審査等を実施し、総合的に評価・選考を行った。 その結果、下記の理由により、宮下コミュニティ会館管理運営委員会を適しているとして選定した。 なお、選定基準・評価項目・提案された管理経費の額は別表のとおりである。 ・会館設置の目的に向けて地域住民が自らボランティア活動として運営が行われていることは評価できる。 ・地域コミュニティで結成された団体の為、適格に施設運営を行って頂けるものと判断する。 ・地域の個人・団体の使用が可能な施設として期待され、適当な管理体制と認められる。
スケジュール	・申請書受付期限 平成28年9月1日 ・第1次審査（資格審査等） 平成28年9月26日 ・第2次審査（選定委員会による提案内容等の審査） 平成28年10月21日
担 当 部 課 (問合せ先)	市民参画部男女共生・生きがい推進課 TEL：058-214-4792 E-mail：danjo-ikigai@city.gifu.gifu.jp

【 別 表 】

＜選定基準及び評価項目＞

区分	選定基準	評 価 項 目	配点	平均得点
公平性・透明性	住民の平等利用が確保されること	岐阜市柳津地区学習等供用施設の運営上の基本方針	20	14.0
		平等利用を確保するための体制、モニタリングなど		
効果性	岐阜市柳津地区学習等供用施設の設置の目的を最大限発揮するものであること	地域の生涯学習及びコミュニティ活動の推進を行っていく上で方針と主な事業計画	15	10.4
		利用促進、利用者増の方策		
		利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など		
効率性	管理経費の縮減が図られるものであること	施設管理を行っていく上での方針と収支計画	15	10.0
		指定管理の設定額及び妥当性		
		管理経費縮減の具体的方策		
安定性・安全性	事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	必要人材の配置と職能及び人材育成の方策	20	13.2
		リスクへの対応方策・能力（利用者の安全確保策、防止策、非常時の対応マニュアルなど）		
貢献性	地域の活性化などに貢献できるものであること	地域の生涯学習、コミュニティ活動の推進のため、ニーズを把握し、地域と一体となって事業推進ができる組織的な基礎があるか	30	20.8
		地元での社会活動等への参加		
		地元への貢献に関すること		
合 計			100	68.4

提案された管理経費の額（単位：円）

宮下コミュニティ会館管理運営委員会	926,000 円／年
-------------------	-------------